<訂正>

学校法人会計基準逐条解説

第1条囲みの最終行

※昭和46年4月1日制定・昭和51年4月1日改正 を

※昭和46年4月1日制定・昭和51年4月1日改正・平成22年2月25日改正 に訂正し、

「5 改正の変遷」を、次のように訂正します。

## 5 改正の変遷

昭和51年4月1日付け文部省令第14号による本条の改正は、この省令(「基準」)制定の根拠 法が私立学校法から私立学校振興助成法に変更されたことに伴い、本条で定める根拠法を 私立学校法から私立学校振興助成法へと改めたものである。

平成22年2月25日付け文部科学省令第2号による本条の改正は、この省令(「基準」)に第6章が追加されたが、本条の学校法人と第6章の学校法人とで定義が異なる故の「第6章を除き」の追加である。

## ※昭和46年4月1日制定「学校法人会計基準」

旧第1条(学校法人会計の基準)

私立学校法(昭和24年法律第270号。以下「法」という。)第59条第8項に規定する学校法人(法第64条第5項の規定により法第59条第8項の規定が準用される法第64条第4項の法人を含む。以下「学校法人」という。)は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行ない、財務計算に関する書類(以下「計算書類」という。)を作成しなければならない。

**※学校教育法施行規則等の一部を改正する省令**(昭和51年4月1日付け文部省令第14号) (学校法人会計基準の一部改正)

第3条 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の一部を次のように改正する。 第1条第1項中「私立学校法(昭和24年法律第270号。以下「法」という。)第59条第 8項に規定する学校法人(法第64条第5項の規定により法第59条第8項の規定が準用 される法第64条第4項の法人を含む。以下「学校法人」という。)」を「私立学校振興 助成法(昭和50年法律第61号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する学校法人(法 附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあっては、同条第 3項の規定による特別の会計の経理をするものに限るものとし、以下「学校法人」とい う。)」に、「行ない」を「行い」に改める。

※学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(昭和51年4月1日付け文部省令第14号) 学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の一部を次のように改正する。 第1条第1項中「、以下」の下に「第6章を除き」を加える。